

就業上の措置の判断と対処

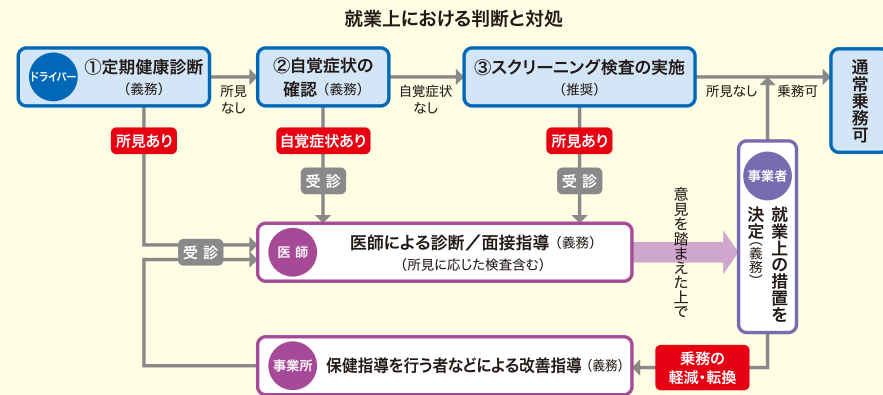
健康起因事故は重大事故につながりやすく、各事業者はドライバーの健康状態を良好に保ち、安全確保に向けて取り組まなければなりません。事故防止策として、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル(以下、マニュアル)」に沿って、運送事業者によるドライバーの健康増進・管理について紹介します。今回は「就業上の措置の決定」をテーマに、マニュアルで運送事業者に義務付けられている内容、さらに進んだ健康管理を実践するためのポイントについて、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の花鳥健吾上級主任研究員に解説してもらいます。

医師による診断や面接指導は義務

就業上、ドライバーの健康状態によって乗務可否を判断し、措置を決める際の全体像は下図の通りです。マニュアルでは、ドライバーに対して「①定期的健康診断において異常の所見がみられた場合」「②一定の病気などに係る外見上の前兆や自覚症状が確認できた場合」「③主要疾病などに関するスクリーニング検査において①②の所見がみられた場合」には、医師の

診断や面接指導を受けさせ、その判断により所見に応じた検査を受診させる必要があるとしています。

こうした判断や措置を適切にとる仕組みを構築することは、健康起因事故のリスクを低減するだけではなく、ドライバーが健康に運転業務を続けられる期間を延ばしていくことにもつながります。



医師から適切な意見を得るため、事前にドライバー職の特徴を説明

マニュアルでは、医師による診断などの結果を把握し、医師からドライバーの乗務に関する意見(乗務の可否、乗務の際の配慮事項など)を聴取することが必要とされています。しかし、医師が事業用自動車の安全のためにドライバーに求められる健康状態や、業務の特徴を理解していない場合があり、適切に意見できない可能性があります。そのため、医師から意見を聴取する前に、右記のような説明をしておくことが望ましいです。マニュアルの巻末資料には、医師から診療情報を提供してもらう際の依頼書の様式が添付されているので活用してください。

マニュアルはこちらから

事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル

■意見聴取に際して事前に医師に説明すべきこと(例)

[ドライバー職の特徴]

- ・事故を引き起こす可能性があるため、「脳血管疾患」「心血管疾患」「糖尿病」などは、特に注意しなければならない
- ・常に周囲の状況を判断しながら、安全運転に留意しなければならない
- ・作業中は原則として、発生するすべての事象に対し1人で判断し処理しなければならない
- ・一般的な日勤勤務は少なく、泊まり勤務や早朝勤務、長時間勤務により、不規則な生活となりやすい傾向にある など

健康起因事故の要因となり得る疾病は特に見逃さないよう依頼

事業者は、健康起因事故の要因にもなり得る「脳血管疾患」「心血管疾患」「糖尿病」などの疾病については、医師に対し特に注意するように依頼しましょう。さらに、「認知症」や「アルコール中毒」、「統合失調症」、「てんかん」など「道路交通法令において運転免許の拒否または保留の事由と定められている疾病」についても、同様に依頼する必要があります。

そして病名や検査結果などの健康情報を取得した場合には、健康管理の目的以外に利用したり第三者に提供したりせず、取り扱いや保管には十分に配慮しましょう。また、医師からの意見聴取の実施方法などについて分からない点がある場合は、厚生労働省の「産業保健活動総合支援事業」を活用することも検討してください。

産業保健活動総合支援事業

就業上の措置は医師の意見や普段の様子から総合的に判断

医師からの意見を踏まえ、ドライバーの乗務の継続または業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減など、就業上の措置を決定する必要があります。決定にあたっては、右枠内の情報も活用し、当該症状の程度が著しいかどうか、慢性化しているかどうか、複数の関連症状が併発しているかどうかなどを総合的に判断し、措置を行うことが必要です。

また乗務の軽減や転換などの措置を行った場合には、ドライバーに対して事業所内で改善指導を受けてもらい、健康状態を継続的に把握する必要があります。なお、指導に基づく取り組みの結果、改善がみられた場合は改めて医師の診断や面接指導などを受けてもらい、乗務に関する意見を聴取しましょう。

なお就業上の措置を決定する際には、差別的な扱いを行うことなく、疾病・症状の程度により医師の意見などに従って適切な措置を実施することが必要です。

■ドライバーの乗務の措置について、医師の意見に加えて活用したい情報

- ・「脳・心疾患」「統合失調症」「てんかん」など、自動車の運転に支障をおよぼす恐れがある一定の病気などの前兆や自覚症状
- ・疲労の蓄積度ストレスチェック、適性診断の結果 など

さらなる輸送の安全性向上に向けて、ドライバーの健康状態の回復を周囲が支援

改善指導を受けたドライバーが、必ずしも前向きに治療や生活習慣の改善に取り組める訳ではありません。指導を素直に受け入れて問題に向き合い、行動を変えていくには、それなりのモチベーションが必要であるという前提で考えましょう。

そこで重要になるのが、周囲からの支援です。健康状態の回復に取り組むドライバーを、会社と家族がしっかりと連携して支援していきましょう。

■家族と連携したドライバー支援の取り組み例

- ・社員とその家族を対象にイベントを開催し、その中で健康管理の重要性について説明を行う
- ・糖尿病のドライバーの食事や薬を投与した時間帯を家族が確認し、捺印した書類を運行管理者へ提出 など

日野自動車は、ハンドルを握るドライバーの状態を常時確認し安全確保に貢献。

<ドライバーモニターII>

わき見やまぶたの開閉など、検知能力が向上。

ドライバーの運転姿勢・顔向きやまぶたの開閉状態などをモニターカメラで常時確認し、前方への注意不足を検知すると警報で知らせます。前方不注意による事故防止に役立ちます。

*条件によっては、ドライバーの運転姿勢・顔向き・まぶたの開閉についてドライバーモニターが正常に判定できず、警報機能が正常に作動しないことがあります。

*詳しくは、取扱説明書をご覧ください。

*日野セレガ、日野プロフィア・日野レンジャー※に標準装備です。日野デュトロと、日野セレガ以外のバスシリーズには設定がありません。

※一部車型はオプション装備または設定がありません。

※後付安全補助装置として、デンソー製「ドライバーステータスマニター」もあります。

運転姿勢・顔向き検知



わき見をしている。

まぶたの開閉状態を検知



まぶたを閉じている。



動画はこちら

花鳥健吾 (はなじまけんご)

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 運輸・モビリティ本部 運輸チーム チームリーダー 上級主任研究員 博士(工学)、
旅客・貨物運送事業者を中心に安全管理体制向上コンサルティングに従事。各地方バス協会、地方トラック協会等で講演多数。